

5月16日 東地申第64号 「JR東労組上野駅分会の弱体化を狙った分会長に対する強制転勤の撤回と、上野駅分会長に対する差別および不利益扱いの根絶を求める緊急申し入れ」交渉を行う！

9月19日出改札の有志ソフトボールレクについて ~その2~

組合が把握している事実	会社の回答
「参加をするな」「非組で参加した者は、組合員とみなす」「組合からお金が出ている」などと言われた。これらの事象は、労働組合に対する差別的な行為である。	初めて聞いた話なので、把握していない。声掛けされた社員が『「組合で野球をやるけれど来ないか」と言われた』と、管理者が相談を受けた。かんり者は「組合員の資格が無いのであれば、参加の要件を満たしていないのでは」と返した。

【組合】労働組合主催のレクの参加について、参加者の把握を会社が行うのか。

【会社】そのようなことは、やらない。

【組合】9月19日の有志による営業ソフトボールレクの事象は、社員に不参加の呼び掛けを行っている。そして、A助役が中心となって「労働組合主催のレク」と断定している。A助役に聞き取りを行わなければ、話にならない事象であり聞き取りを強く求める。そして、A助役が団体交渉に出席し、この間の認識を合わせること。

【会社】細かいやり取りは把握していない。A助役の団体交渉出席は考えていない。

【組合】このようなハラスメント的要素がある事象に対して、ハラスメントを受けた側からの事情をきちんと聞き取ること。

不誠実な回答のため再調査を要求！

【会社】聞き取りを行うのは、基本は現場長になる。受けた側の聞き取りについては、絶対に聞くとはならない。あくまでもケースバイケースである。

【組合】人事異動について、差別していない根拠を明確に示すこと。

【会社】異動については、業務上の必要性に応じて行っているもので、何かを狙っているということではない。

再調査する内容

- ・あらゆる場で「A助役」が関わっていることが明らかなこと。
⇒「いつ辞めるの」「辞めなかったら口を利かない」「流れは来ているぞ」などの脱退勧奨ともいえる発言。
- ⇒バスレクの宮澤分会長への「差別じゃないから」発言やソフトボールレクへの不参加を促す発言。
- ⇒社員代表選挙においての「誰に投票するのか分かっているよな」という発言。
- ・申29号交渉での上野駅での事象についての回答。
- ・社員代表選挙における事実関係。
- ・エルダー組合員に対しての「労働組合抜けないとエルダー行けないよ」発言。

会社に対し、回答など問題解消のために義務を尽くしていない「誠実交渉義務に反していること」を指摘！
現在、上野駅分会は職場活動ができていない不利益を被っている労働組合法第7条違反であることを通告！
今後、再調査の回答をすること！再回答の結果を受け、今後の議論を進めていくことを確認して交渉終了！